

議案第96号

米原市付属機関設置条例の一部を改正する条例について

米原市付属機関設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて議会の議決を求める。

令和2年11月27日提出

米原市長 平尾道雄

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき設置する執行機関の付属機関に米原市観光施設PFI事業者選定審査委員会を加えるため、この案を提出するものである。

米原市付属機関設置条例の一部を改正する条例

米原市付属機関設置条例（平成 28 年米原市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の市長の部の米原市小規模企業者小口簡易資金貸付審査会の項の次に次のように加える。

米原市観光施設 P F I 事業者選定審査委員会	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 2 条第 2 項に規定する市の観光施設に関する特定事業を実施する民間事業者および当該施設の管理を地方自治法第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせようとする場合における指定管理者の候補者の選定に関し必要な事項を調査審議すること。	7 人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 弁護士等 (3) 前 2 号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者	委嘱の日から当該諮問に係る民間事業者および指定管理者の候補者の選定が終了するまで
--------------------------	--	-------	---	--

別表第 1 の市長および教育委員会の部の米原市指定管理者選定委員会の項の所掌事務の欄中「こと。」を「こと。ただし、米原市観光施設 P F I 事業者選定審査委員会によるものは除く。」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

米原市附属機関設置条例新旧対照表（改正理由）

改正後						現 行						改正理由
別表第1（第2条、第3条、第4条関係）						別表第1（第2条、第3条、第4条関係）						
附属機関の属する執行機関	名称	所掌事務	委員の定数	委員の構成	委員の任期	附属機関の属する執行機関	名称	所掌事務	委員の定数	委員の構成	委員の任期	
市長	略					市長	略					
	米原市小規模企業者小口簡易資金貸付審査会	略					米原市小規模企業者小口簡易資金貸付審査会	略				
	米原市観光施設 PFI 事業者選定審査委員会	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 2 条第 2 項に規定する市の観光施設に関する特定事業を実施する民間事業者および当該施設の管理を地方自治法第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせようとする場合における指	7 人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 弁護士等 (3) 前掲の者のほかに、市長が適当と認める者 委員の嘱託から当該諮問に係る民間事業者および指定管理者の候補者の選定が終了するまで								・ 米原市観光施設 PFI 事業者選定審査委員会を設置することに伴う改正

		定管理者の候補者の選 定に関し必要な事項を 調査審議すること。																		
	略																			
略																				
市長お	略																			
よび教 育委員 会	米原市指 定管理者 選定委員 会	指定管理者の候補者の選 定に関し必要な事項 を調査審議すること。た だし、米原市観光施設P F I 事業者選定審査委 員会によるものは除く。	略																	
備考	略																			
	略																			
市長お	略																			
よび教 育委員 会	米原市指 定管理者 選定委員 会	指定管理者の候補者の選 定に関し必要な事項 を調査審議すること。	略																	
備考	略																			

・米原市指定管理者選定  
委員会の所掌事務の  
うち、米原市観光施設  
P F I 事業者選定審  
査委員会による指定  
管理者の候補者の調  
査審議は除くものと  
する改正